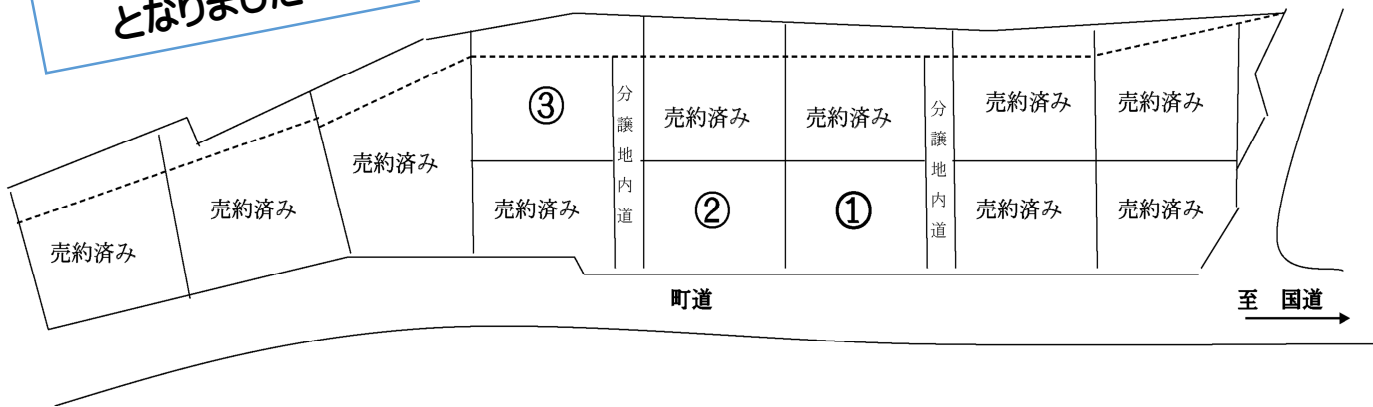


津野町北川団地宅地分譲募集

募集受付期間:令和5年3月1日～令和5年3月31日

法人も購入可能
となりました!

分譲宅地所在地:高知県高岡郡津野町北川字竹花



㎡単価 : 個人が購入する場合 6,000 円
法人が購入する場合 7,300 円

区画面積・分譲価格

NO	地番	地目	面積 (㎡)	建築可能面積 (㎡)	坪数	区分	分譲価格 (円)
①	4808 番地 12	宅地	194.73	194.73	58.90	個人が購入する場合	1,168,380
						法人が購入する場合	1,421,529
②	4808 番地 14	宅地	194.28	194.28	58.77	個人が購入する場合	1,165,680
						法人が購入する場合	1,418,244
③	4808 番地 17	宅地	325.90	175.20	52.99	個人が購入する場合	1,051,200
						法人が購入する場合	1,278,960

お申し込み方法・購入者の決定について

【受付期間】

令和5年3月1日(水)～3月31日(金)
(平日の午前8時30分から午後5時まで)

【購入者等の選考】

令和5年4月中旬頃に選考委員会を行い、購入者等を決定します。

【申請書・募集要領】

津野町役場本庁舎まちづくり推進課でお受け取りになるか、津野町ホームページよりダウンロードをお願いします。

※裏面もご確認ください

【申請窓口】

津野町役場本庁舎まちづくり推進課へご持参ください。

※郵送での申請は受け付けておりませんのでご了承ください。

お問い合わせ先(申請書提出先)

津野町役場本庁舎 まちづくり推進課

担当: 西川 南

TEL: 0889-55-2311

Mail: machi@town.kochi-tsuno.lg.jp

津野町北川団地 宅地分譲募集要領 (抜粋)

1. 分譲の趣旨	当該団地は、町有地を有効活用し、地域活性化の向上を図るものです。
2. 申請者の資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 津野町に住民票を有するもの又は、住民票を移すことを確約するもの、又は津野町内に本店もしくは支店、営業所を有する法人。 (2) 譲渡代金を所有権移転登記までに全額支払う能力を有するもの。 (3) 分譲の条件及び協力要請事項を守ることを確約できるもの。 (4) 津野町暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 9 日津野町条例第 9 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員でないもの、又は暴力団及び暴力団員と関係性のないもの。
3. 申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 津野町北川団地宅地分譲申請書 (2) 添付書類 ①個人の場合：住民票の写し及び所得証明(世帯全員) ②法人の場合：法人登記事項証明書及び市町村税の納税証明書
4. 分譲する土地	高知県高岡郡津野町北川字竹花 ①4808番地12 ②4808番地14 ③4808番地17
5. 分譲区画数とその価格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 分譲区画数は、3区画とします。 (2) 区画、面積及び分譲価格については表面のとおりとします。
6. 分譲の条件及び協力要請事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅等の建築にあたっての敷地地盤高は、原則的に現況を変更しないものとする。 (2) 住宅等の建築高は、近隣に及ぼす日照等の諸問題から、敷地地盤高から10mまでとする。 (3) 住宅等の建築については、安価に用地を提供することから、地域振興のために町内業者へ発注すること。ただし、相当な理由がある場合はこの限りではない。 (4) 所定の方法により購入者に決定した場合でも、定められた日までに譲渡契約を締結しない場合、又は定められた期日までに譲渡代金を支払わない場合は、購入者の資格を失うこと。 (5) 分譲条件及び譲渡契約条項に違反した場合は、当初の譲渡価格から一定の額（15%）を控除した額で買い戻すこと。 (6) 分譲した宅地は、特別な事情を除き10年以内に分筆又は、所有権移転登記を禁止すること。
7. 申請についての注意事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 申請は、原則購入予定者が行うこととしますが、遠隔地等の事情により代理人が申請する場合は、購入予定者の委任状を添付することとします。 (2) 申請者が虚偽の記載又は不正な申し込みをした場合は、無効となります。 (3) 申請書類の点検等がありますので、郵送での受付は致しません。 (4) 購入者等の権利者は、本人のみとし、その権利を第3者に譲渡することはできません。

※その他、詳しくは「津野町北川団地 宅地分譲募集要領」に記載しておりますので、必ずご確認ください。